

法教育担当者養成に向けた授業づくりの試み —裁判員制度に関する熊本地方裁判所出前講座の利用を通して—

上 田 理 恵 子

An approach to preparing lectures on teacher training in law-related education, through the use of made-to-order lectures on the citizen judge system in criminal proceedings, organized and given where required by the Kumamoto District Court

Rieko UEDA

Abstract

The promotion of law-related education in primary, junior high, and high schools has become increasingly important as a popular base of the new justice system reform, which requires everyone to take an active part in the justice system. For example, the Ministry of Justice established study groups, some results of which are teaching materials and several conferences, among others. However, educational methods in the field of law-related education within the teacher training faculty seem to have been overlooked.

This report outlines an approach to put together an appropriate legal education program for a teacher training course, introducing lectures provided by the Kumamoto District Court, prepared for public relations, on the citizen judge system in criminal proceedings. Furthermore, it aims to provoke discussion and suggestions for training future teachers in the field of law-related education.

After reading through questionnaires and comments submitted by students, it became clear that the majority of them had a better understanding and thought more about the citizen judge system than they had previously. On the other hand, few of them seemed to be aware of the necessity of lectures for teacher training. More interdepartmental cooperation among staff is necessary in order to train future teachers in this field.

Key Words : law-related education, teacher training, the citizen judge system in criminal proceedings

はじめに

初学者向けの法学の授業を講ずる場合には法学部生向けと他学部生向けに二分する、と聞かされることが多い。前者については、これから個別の専門科目を多数学ぶことを前提とするため、それらの導入科目として位置づけられ、個別科目を有機的に関連させるような法的思考や方法論を学びとらせるように努める。一方、他の専門を目指す後者の学生たちについては、もしかすると一生こうした機会はないのだから、法学上のさまざまな知識や実務上の話題をできるだけ幅広く教養として教える、というのである。

この分類にしたがえば、教員養成学部の学生は後者に属すると考えられがちである。しかし、法とは何か、社会生活のルールを児童・生徒に教える、と

いう役割に応えるのは、むしろ前者の授業内容である。とはいえ、法学部生のように個別の法分野をあとから深めることは予定されていないのだから、後者の要素も必要にはちがいない。

このような問題意識を抱えながら、限られた時間数のなかで、筆者は授業案を作る前の段階の「法教育担当者養成のための法学入門」に必要な要素は何かを模索してきた。

折しも、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させる方策」が、2001年の司法制度改革審議会意見にもとづき、法務省内に設置された法教育委員会で検討が始められた¹。2004年11月4日の法教育シンポジウムをはじめ、その成果として学校教育における法教育の実践例が順次紹介されている²。学習指導要領のどの単元で教えるか、ということまで想定された授業案も、弁護士会など法実務

家の協力を得て作られている。

そもそも法教育とは何か。引用されることが多いのは、この法教育研究会「報告書」の定義である。それによれば法教育とは、アメリカ合衆国の法教育法（Law-Related Education Act of 1978, P.L.95-561）の用語法に由来し、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」であるという³。特色として挙げられるのは二つ、法やルール背景にある価値観や司法制度の機能・意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であること。法学部では、法律の条文や制度についての知識型の教育がこれに先立ちあるいは並行するが、ここでは知識型でないことこそ強調されている。

この定義を目にするたびに筆者には、教える者によっては極めて充実したすばらしい実践となるか、逆に全くとりとめないものになるかのどちらか一方しかないように思われ、不安でならない。

将来的に用意された教材を用い、教える側の人材育成もまた急務ではないだろうか。これに該当する教育学部の学生たちは、児童・生徒に先駆けて、法の背景にある価値や司法制度の役割についての思考力と、社会参加の重要性を意識しておかなければならないはずである。法状況の変化に対応して、教師用の指導要領を機械的に繰り返すだけではなく、批判や改善も加えながら発展的に活用できる教師が求められている。ところが、彼ら自身は、将来的に想定されているような法教育を受けてきているのではない。例えば、自分もはじめて裁判所へ出かけて驚いているような社会科の先生から、充実した法教育の授業を期待することができるだろうか。

この点について、法教育実践のテキストでは、現場の教員に対して法律専門家との連携・協力を図ることを勧め、裁判所、法務省、弁護士会、司法書士会で教員向けのセミナーや意見交換会を紹介している⁴。ただし、こうした取り組みが始まって数年程度の現時点において、現場研修だけで十分な成果が全国各地で出ているとも言いきれない。とくに東京や大阪といった大都市から離れれば、いずれ法曹人口が増えて分布が均一に近づくとしても、現場の教師の負担が軽くなるわけではない。とすれば、教員養成学部段階からも、実務家との交流を含めた教育を取り入れることも無駄ではないようである。

教員養成学部における取り組みを紹介する数少ない先行研究である高倉論文でも、「法的な知識と思考方法」を「将来、教壇に立った際、実感をもって

伝えられるように体験をとおして学ぶ必要がある」⁵のために、法律に関係する施設や実務関係者との交流を勧めている。しかし、どのようにそれを実施すれば、より深い理解への知的関心や教員になるための学びへの動機付けになるのかについては、依然として検討課題とされたままである。

筆者も、熊本大学教育学部で社会科教育を専攻とする学生たちを対象に、法関連施設を利用した特別授業を企画してきた。法実務の現場を体験し、いずれ社会科見学の教材に参考としてもらえればよい、といった程度の単純な発想から始めた取り組みだったが、2000年度以降、演習も含めて見学に出かけた先は、熊本市内だけでもリデル・ライト両女史記念館、地方裁判所、刑務所、県庁、地方検察庁、県の消費生活センターに及ぶ。また、2004年度から2006年度にかけて、司法書士による特別講義を、今年度は熊本地方裁判所の「出前講座」を利用させていただいた。

本報告ではそのなかから、2007年度の取り組み例について紹介し、どのように発展させていけば教員養成に結び付けていくことができるのかを考えるための素材の一つとしたい。

1. 法律学概説の授業計画

以下は、2007年度前期に行なった法律学概説のシラバスの抜粋である。受講の対象は、社会科教育を主専攻または副専攻とする2年生であって、今年度の登録者数は30名であった。教員養成課程の法学教育で筆頭に挙げられる憲法に関する記述がみられないのは、同じ学生たちも含め、専門基礎科目で講義する機会があるからである。

【授業の目標】

最近の司法制度改革の一環として「裁判員制度の導入」や「学校教育等における司法に関する学習機会の充実」が打ち出されている。これから教育現場で社会科を担当すれば、自分たちが生徒であった頃に比べて、法に関わる指導分野が飛躍的に増加してくるさまを目の当たりにすることになるだろう。このような事情をふまえ、本講義では大きく分けて以下2点の目標を設定したい。

- (1) 市民的教養として、法・法学に関する基礎知識を身につける。
- (2) 将来、中学校や高校で法制度に関わる分野の授業を担当する場合に確認しておくべき方法の数々（法的思考、法令集・判例等の読み方、調べ方等）を身につける。

【授業内容】

授業内容は、以下の4つの分野毎に、基礎知識と最近の動向を紹介する。

- (1) 社会規範としての法
- (2) 法適用の仕組み
- (3) 消費生活・家族生活と法
- (4) 犯罪と法—刑事法入門—
- (5) 法と法学の発展

なお、(3)と(4)については、関連施設見学や法実務家による講演も予定している。

【キーワード】

市民生活、法規範、民法、刑法、司法制度

【テキスト】

・五十嵐清『法学入門』（悠々社、2002年）

この他、小型または中型の六法を持参すること。代表的なものに、『ポケット六法』（有斐閣）、『コンパクト六法』（岩波書店）、『デイリー六法』（三省堂）などがある。

以上のシラバスの枠組みのなかで裁判員制度が関わってくるのは(2)と(4)であり、今年度については、裁判所の出前講座を活用する都合上、授業最終回までの3回分を充てた。

なお、該当する部分の授業ではシラバスに紹介した以外に、講義レジュメでは司法制度に関して以下のような参考文献を紹介しておいた。

- ・木村光江『刑事法入門』東京大学出版会2001年
- ・高山俊吉『裁判員制度はいらない』2006年
- ・田宮裕『刑事訴訟法』有斐閣、1992年
- ・長谷部恭男「司法権の概念と裁判のあり方」（ジュリストNo.1222）
- ・渡部保夫他『テキストブック現代司法』（第4版）日本評論社2001年

2. 「裁判所出前講座」を導入した授業の実施方法

「裁判所出前講座」とは、熊本地方裁判所主催による裁判員制度の説明会である。法教育と同様2001年の司法制度改革審議会答申に端を発し、2004年5月に制定された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」は、2009年5月までに施行される。裁判員制度とは、一般国民が職業裁判官とともに、刑事事件のなかでも主に「死刑または無期の懲役もしくは禁錮に係る事件」（同法2条1項1号）について、有罪・無罪の確定と量刑の決定を決める制度である。街のいたるところで宣伝用のポスターや垂れ幕が見かけられ、テレビや新聞報道でもおなじみとなった

この制度の趣旨は、「自分たちの社会で起こった紛争に対して、自分たちの問題として国民自身その解決（判決）に参加し、市民的感觉を反映させ、司法を身近なものにする」ことにある、とされている⁶。裁判所、検察庁、弁護士会のいわゆる法曹三者は、模擬裁判を全国的に実施し、制度の運用に向けて協議を重ね、広報活動にも力が入れられている⁷。

その取り組みの一つである、裁判官による出前講座の一般的な進め方としては、まず1時間程度の裁判員制度広報映画を上映し、その後に裁判官による説明と質疑応答を行なうことになっている⁸。

筆者の授業ではこれに先立ち、学期の初めに学生たちに裁判所見学の課題を課していた。各自に時間をみつけて公判傍聴させ、その感想を提出させたのである。さらに出前講座直前の講義2回分は「法の適用」「司法への国民参加を考える」と題した講義を実施している。これらの講義の中で、広報映画『裁判員』上映の時間をとり、学生の感想や質問を集約し、裁判所に送付することができた。映画の内容は、現住建造物等放火未遂事件で裁判員の一人となる主人公に裁判所の呼出状が届くところからはじまり、裁判員の選任、公判、評議、判決まで、裁判員裁判の一連の手続きがわかるように配慮されている。講義2回分で実施したそのほかの内容は、社会的紛争解決の手段としての訴訟制度の位置づけ、裁判所の構成、民事裁判、刑事裁判の仕組み、1999年に発足した司法制度改革審議会の取り組み、続いて司法への国民参加の諸形態の確認となった。

当日の講座は、出席者28名を対象に、裁判官によるパワーポイントを用いた説明と、質疑応答に充てられた。その内容について、後日「講義で説明された事項から（印象に残ったものを）5点挙げなさい」という課題と自由感想を提出させたところ、受講生たちはかなり細部にいたるまで覚えており、興味をもって熱心に聴いていたことがうかがえた。回収した課題のなかから、5名以上が述べた項目について挙げると、以下のとおりとなった。ただし、1項目中に複数挙げたものは分け、表現が多少異なっても同趣旨のものはまとめて数えてある。なお、各項目の表現はできるだけ学生たちの記述にしたがい、修正は最小限にとどめた。

1. 一般市民の常識や価値を反映することができ、国民にわかりやすい裁判となる（司法が身近になる）（19名）
2. 裁判の迅速化（数日から1週間程度の予想、公判前整理手続⁹の導入）（18名）

3. 選挙人名簿の中からくじで、候補者が選ばれる (13名)
4. 社会的影響が大きく、国民の関心の高い重大な刑事事件に導入される (10名)
5. 控訴審以上では裁判員制度が導入されていない。(7名)
6. 評決の多数派には、職業裁判官が少なくとも一人は含まれねばならない (6名)
7. 日当が出る。(6名)
8. 辞退事由が認められる者には、70歳以上の高齢者や学生なども含まれる。(6名)
9. 威迫罪を設ける等、裁判員の身を保護する準備がある。(6名)
10. 裁判員には守秘義務があるが、法廷で見聞したことは家族や友人に話してもよい。(6名)
11. 特別な事情がないかぎり、拒否できない。(5名)

3. 受講後の感想より

まず、裁判員になりたいか否かを尋ねることはしなかったが、受講生の感想で、少なくとも現時点で「裁判員になりたくない」という記述があったのは28名中2名のみだった。残りには「裁判員になりたい」もしくは「導入はいいことだ」というように、積極的な姿勢が述べられていた。しかも、事前の映画上映の直後に回収した質問・感想用紙では少なからず「なりたくない」と答えていたことをみれば、出前講座を受けて気が変わったことになり、この制度についての啓発活動という裁判所の目的は達成されたことがわかる。

もっとも、不安要因がすべてなくなったわけではない。時間の短縮については、4名が「大事な議論がおろそかになってしまわないか」と心配する記述をしている。また、一般人の常識や意見をとりいれることについても、講義の後でさえ次のような記述がみられた。

「裁判員は『常識の範囲で』判断すればよいので、法的知識は必要ないという話はよく聞くけれど、個人的な考えですが、常識というものの認識も人によって大きく違うように思います。私から見ても『それは常識としてどうなの?』という言動をする人は沢山いるし、私もそう人に思われるようなことをしているかも知れません。必ずしも良いとはいえない日本人の常識で人を裁いても良いのだろうか?と疑問に思いました。」

とくに学生の疑問が残ったのは、裁判員の安全

(6名)、裁判員制度が上訴審に採用されないこと(9名)の2点についてある。

「『裁判員のプライバシーは守られるから大丈夫だし、6人もいれば顔なんて覚えられません。』とおっしゃったが、どうしても顔が見えることに不安が残る。」

「脅迫罪や罰金といった制度があっても、それはなんらかの行動を起こしたあとでしか効力を発しないから、少し不完全な対策だと思う。」

「(証拠の)写真をみせられてその後のストレスやショック、トラウマにならないかと思う。」

「私はニュースや新聞でよく裁判に関するものを目にするが、大抵控訴や上告されている。第一審では確かに国民の意見が反映されて国民の司法参加という裁判員制度の目的は達成されるが、最終的な判決といった点で、国民の意見はどこまで反映されるのかなと思う。あまり反映されないようであれば、結局無意味なものになってしまう気がする。」

とはいえ大多数の答案で目立つのは、出前講座を聞いて理解が深まったこと、講師に好印象をもったことである。その例が、以下のような記述である。

「裁判所に裁判を見に行ったときはとても難しそうで、素人が裁判を行うなんて無理じゃないかと思っていたけれど、この授業ではその自信がつかえました。法律を身近に感じるようになるにつれ、興味もだんだんわいてきました。」

「裁判が運用される資金は私たちの税金から来ているということや、裁判員制度において裁判員に選ばれる人数が県別に見ると自分の予想よりも高い確率であることを目の当たりにして、自分がいかに考える必要がある司法に対して、あまり考えていなかったのかということにも気づかされたような気がした。たしかに、自分たちが支払っている税金が自分たちの知らないところでつかわれているとなると、腹立たしいし、それゆえ私たちには裁判というものを知る権利があると感じました。また、現行されている裁判のあり方についても、ただ単に批判するのではなく、裁判所見学するなどして、現状の裁判を知る必要があるのではないかと思いました。税金を払っている一人一人が、裁判員制度を行い司法への参加を促しているのには、自分たちには知る権利があるのだということに気づいていければ、何か変わりうるのかもしれないと思いました。」

「自分より知識も人生経験も豊富な人たちの前で意見できるのか、見えないプレッシャーなどに負けて意見をすぐに変えてしまうのでは。そのような人間が裁判員になって意味があるのだろうか。その疑問を出前講座のときに見てみたら『その流されてしまうのもあなたの意見です。自分が正しいと思うから意見が変わるのであって、自分がそれが正しいと思うのであればそれがあなたの意見でいいのです』と言われたとき、なんか肩の力がぬけたような気がして、裁判員になったとき気をはりつめてなくてありのままでもいいんだと思うようになりました。そして裁判員というものになってみてもいいと思うようになりました。」

さらに、学校教育で人前でも臆せず主張や討論できるような教育をすることも、これからの教師にいつそう求められるのだ、と講師の裁判官から指摘されたことをふまえ、教員への自覚と結びついた例もみられた。

「裁判所の方が、『法学教育、法教育』も必要だと仰っていましたが、私はそれまで裁判員制度に参加する立場の自分しか考えていませんでした。けれど、私たちは今後教師として裁判員制度に参加する人を育てる立場にもなる可能性があるのだと気づかされ、はっとしました。もっと興味を持ち、法学教育や法教育についても学ぶ必要があるのだと思います。今までは自分がやりたいかやりたくないか、しか考えていませんでしたが、始まるならば自分はどうすべきかを考えることも大切だと思いました。」

「教育によってディベートや大勢の前で堂々と自分の意見を発言できることもたちを育ててほしいとのことだったが、そこで重要な役割をはたすのが教師であると思う。さまざまな政策や制度の導入の根本には教育の力だとあらためて感じた。将来教師になる私たちにとって、今回の授業はひとつの指針になるものを学ばせてもらったと思う。裁判員制度を中心とするさまざまな制度に主体的にとりくんでいく人間を育てることも、教師の重要な責務だと感じた。」

4. 考 察

裁判員制度については、2009年5月までの施行を目前に、法曹界が問題点の克服や広報活動に力を入れているが、いまだに厳しい批判の声もやまない¹⁰。

刑事法の諸原則や法実務上の課題¹¹といった専門的な議論には立ち入らなくとも、もっと活発に討論

できたはずだったというのが正直な感想ではある。事前に質問を集約できた段階で、事前に紹介した文献やインターネット検索を駆使して、さらに質問を投げかけられるよう、当日の講座に備えて準備してほしかった。例えば、「わかりやすい裁判」という説明に対しては、「わかりやすい」イコール「公正な」裁判といえるのだろうか、被告人の人権はどうなるのか、といった問題提起が参考文献の長谷部論文を読めば即座に提起されたはずである。講師の側からも、学生側からの率直な質問のために質疑応答の時間を長めにとっていただいたのに、もったいなく思えた。

それでも、4月の裁判所見学の段階では「被告人の家族もいるのにも見てもいいのか」「よく分からないけど裁判員になるのはいやだ」と言っていた学生たちが、「もっとよく知らなくてはいけない」と述べるようになり、興味のわきにくい司法に対する関心を学生たちから引き出したことに、何より出前講座を取り入れた意義を認めたい。感想を見ていると、より多くの広報活動を望むことを明記したものが4名もあった。

教員養成という目的に関連してはどうか。たしかに、先に紹介した感想文のとおり、法教育の授業担当者となる、公民的資質をもち、ディベートのできる人間へと児童・生徒を育てるのだという意識を喚起された点は評価できるだろう。ただし、将来授業を担当する場合には、授業を構成する前に、裁判員制度の普及に努めるという立場のみならず、その問題点についても理解したうえで、どのように授業構成するかを考える必要があるだろう。開講時期が2年生の前期という教育実習が本格化する前であることから、そこまで思っていたことはできなかったようである。法律学概説全体の感想についてみれば、学期末に実施されるFDアンケートの結果は講義担当者に概ね好意的であったものの、「この授業が教師になりたいと思わせる授業であったか」という教育学部固有の質問に対して「どちらかというところは思わない」と答えた人数が過半数を超えてしまった。

おわりに

教員養成学部で法学を講じる場合、何をどの程度教えればよいのか。学校における法教育の議論から学ぶことは多いが、まだ方法や内容が明確になっただけではない。今回の実践についてみれば、裁判員制度を素材として取り上げること自体は適切だったと考える。最新で身近な話題を提供したことで学生たちへの良い刺激ともなり、法制度の理解の定着に

は貢献できたと考えるからである。

課題としては、討論の活性化や視点の多角化への工夫が残る。例えば、開講時期の工夫や学生との対話、教科教育担当者、さらには地域の法実務関係者との連携方法については、常に検討されていかねばならないだろう。すでに紹介された学校の授業実践例¹²の再吟味も必要である。

今回は社会科に関する専門科目担当の立場からの実践を報告させていただいたが、法教育の学習領域としては「ルールを学ぶ学習」「自分やまわりの人たちのトラブルを解決する方法を学ぶ学習」「法的紛争と法を学ぶ学習」「第三者の立場から紛争を公正に判断する学習」の四つの領域が想定され、対応する教科等としては生活科、社会科、家庭科（技術・家庭の家庭分野）、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間が挙げられている¹³。「法」を教えるということについて、本学部においても複数の教科間の対話が必要な時期にさしかかっているのではないだろうか。

最後に、教育学部で出前講座を開催していただいた熊本地方裁判所の皆様に、この場を借りて心より御礼申し上げます。

- 1 司法制度改革推進計画（2002年3月19日閣議決定）より。
- 2 大杉昭英（2006）、橋本康弘・野坂佳生（2006）、日本弁護士連合会（2007年）など
- 3 法教育研究会「報告書」『我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ構成的な社会の担い手をはぐくむために—』2004年11月4日、2頁。
- 4 大杉昭英（2006）115頁。
- 5 高倉良一（2001）144頁。

- 6 大杉昭英（2006）111頁。
- 7 模擬裁判については、例えば中川博之他（2007）25頁。
- 8 熊本地方裁判所の主催する市民向けのさまざまな催しについては、以下のウェブサイトを参照した。
<http://www.courts.go.jp/kumamoto/about/koho/index.html>
- 9 裁判員裁判で充実した連日的開廷を実施するため、2005年11月1日から実施されている事前準備手続。従来の刑事訴訟関係では、「予断排除の法則」との関係で問題という批判もあるが、導入後、実務上の慣行となりつつあるという。以上につき、西村健（2007）123-124頁。
- 10 最近のコンパクトな批判書として、例えば西野喜一（2007）。実施に向けての課題を弁護士の視点からまとめて検討するものとして西村健（2007）。
- 11 実施に向けての課題を弁護士の視点からまとめて検討するものとして西村健（2007）。
- 12 裁判員制度をテーマとした学校教育における授業実践例として、大杉昭英（2006）105-112頁、橋本康弘・野坂佳生（2006）23-35頁などがある。
- 13 大杉昭英（2006）28頁。

参考文献

- 大杉昭英（2006）『法教育実践の指導テキスト』明治図書。
 高倉良一（2001）「教員養成学部における法教育担当者養成の試み」全国法教育ネットワーク『法教育の可能性』現代人文社、142-162頁。
 中川博之他（2007）「大阪の法曹三者による第2回裁判員制度模擬裁判実施結果報告書」判例タイムズ1230号。
 西野喜一（2007）『裁判員制度の正体』講談社。
 橋本康弘・野坂佳生（2006）『“法”を教える—身近な題材で基礎基本を授業する』明治図書。
 西村健（2007）「裁判員裁判実施に向けて残された実務的課題」法社会学67号、123-141頁。
 日本弁護士連合会（2007）『はじめての法教育』（全5巻）岩崎書店。
 法教育委員会（2005）『はじめての法教育』ぎょうせい。